

◇ 都市計画決定の目的 ◇

特別史跡であり、世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産の一つであって、我が国を代表する歴史・文化資産である「平城宮跡」については、従前から土地の国有化、発掘調査・研究、その成果を活かした建物等復原、遺構表示等の整備が継続的に進められてまいりましたが、本年度(平成20年度)、その一層の保存・活用を図るため、新たに国営公園として事業を開始していくことになりました。

本公園は、この国営公園の区域を中心に、周辺で奈良県を中心とした地元が国営公園と連携した事業を実施していく区域を含め、一つの公園として都市計画決定を行い、その整備・管理を進めていくことにより、先に示した目的の達成を図ってまいります。なお、平城宮跡歴史公園の都市計画決定に伴い、区域内の朱雀大路緑地を廃止します。

◇ 公園事業の経緯 ◇

本年度当初より、有識者及び関係機関の代表者からなる委員会を設置し、公園の整備・管理を進めていく上で踏まえるべき基本的な内容を定める基本計画の策定を進めてまいりました。

これを踏まえ、具体の事業化に向けた手続きとして、一般の都市計画決定等の法手続きを実施するとともに、個別の施設整備等を進めていくための設計等を行ってまいります。

* 公園整備・管理の基本理念・方針

古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、“奈良時代を今に感じる”空間を創出することを目指し、

- ◇ 特別史跡・世界遺産である歴史・文化資産としての適切な保存・活用
- ◇ 古代国家の歴史・文化の体感・体験
- ◇ 古都奈良の歴史・文化を知る拠点づくり
- ◇ 国営公園として利活用性の高い空間形成

を進めてまいります。

◇ 公園計画の概要 ◇

* 導入すべき機能

貴重な歴史・文化資産としての確実な保存を前提とし以下の機能を導入します。

① 歴史・文化体感・体験機能

* 今後も継続される発掘調査・研究の成果をもとにした遺跡の活用と、平城宮跡の広大なスケールを活かした景観形成により、古代国家の歴史・文化を体感・体験できるようにします。

* 主要な遺構については、十分な調査研究に基づき、原位置で実物大の建物等を復原し、それを活用した取組を行います。それ以外の遺構についても、わかりやすい表示、解説、出土品を展示する施設を設けることにより、来園者が往時の平城宮を認識できるようにします。

② 歴史・文化交流拠点機能

* 平城宮跡や古都奈良全体の歴史・文化情報、観光情報を国内外に発信します。

* 歴史・文化に関する国際交流、地域交流に役立つイベント等を開催します。

③ 観光ネットワーク拠点機能

* 古都奈良の観光拠点として、平城宮跡の特徴を生かした歴史・文化体感・体験が行えるようにします。

* 観光情報の発信や交通ターミナルの整備により、奈良観光のゲートウェイの役割を持たせます。

④ 自然的環境保全・創出機能

* 都市部に残された自然的環境を保全・創出し、その活用を図ることにより、自然体験の機会を提供します。

⑤ レクリエーション機能

* 貴重なオープンスペースとして、多目的に活用できる広場や、季節や時間の移ろいを楽しむための施設整備等によって、公園としての魅力を高めつつ、散策やピクニック、草花観賞など、様々なレクリエーション利用ができるようにします。

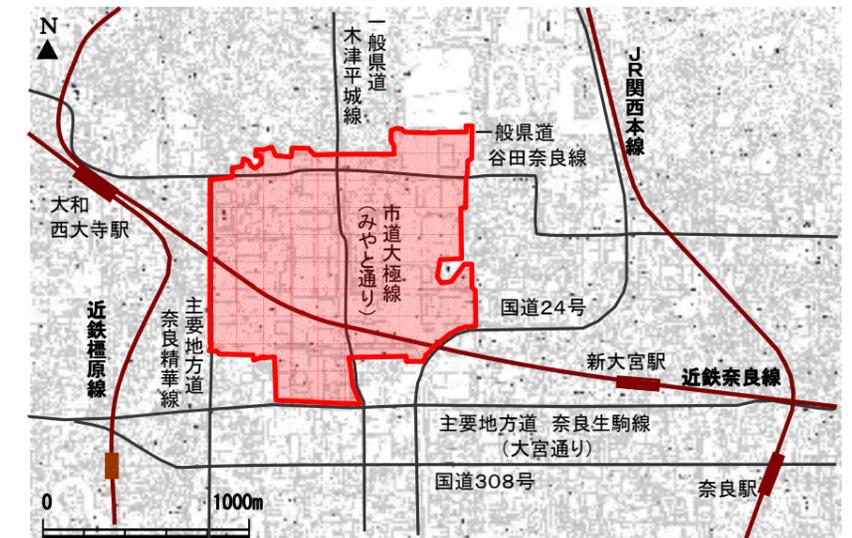
* 大規模地震など非常災害時の避難場所として必要な整備を行います。

⑥ 利用サービス機能

* 快適性や利便性を高める施設整備等により、様々な来園者に質の高いサービスを提供します。

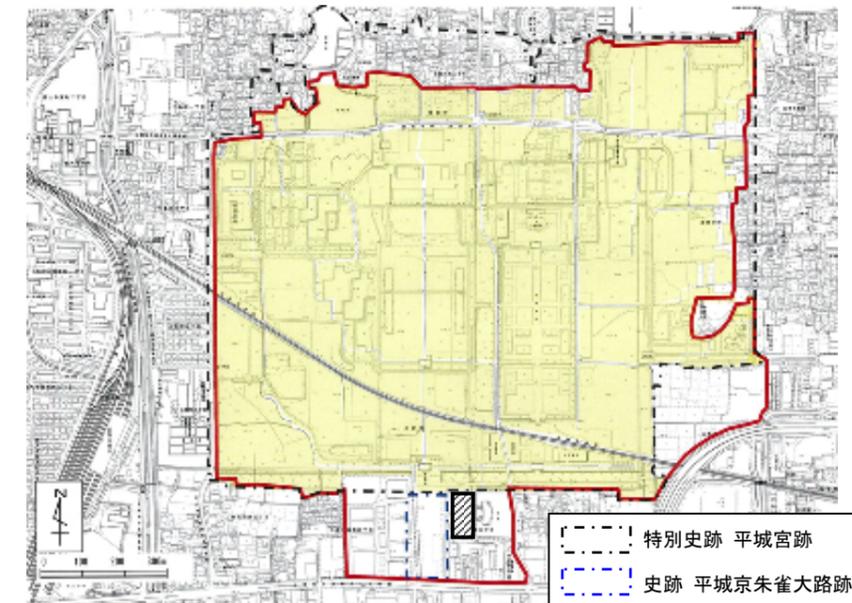
* 地域住民やNPOをはじめとした多様な主体の参画を促します。

* 位置



* 区域

本公園に導入すべき機能を展開するために必要な区域として、特別史跡平城宮跡の国有化された土地の区域を中心に、史跡平城京朱雀大路跡の区域及びその東西区域並びに特別史跡平城宮跡の南東区域を取り込むこととします(平城宮跡歴史公園 約132.0ha)。



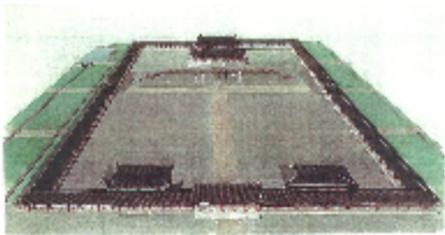
なお、これら区域の整備イメージは裏面のとおりです。

◇ 公園計画の概要 ◇

* 利用・整備イメージ

シンボルゾーン

- * 歴史資産の活用を主とする空間として、発掘調査・研究の進んでいる特別史跡区域の中核部に設定します。
- * 朱雀門や第一次大極殿院などの復原建物等を中心に歴史資産を活かした空間づくりを行い、往時の平城宮の様子が感じられるようにします。
- * 往時をほうふつとさせるイベントや歴史学習のためのプログラムなどを実施します。



◆ 第一次大極殿院の整備イメージ

緑地ゾーン

- * 未発掘箇所が多い特別史跡区域中央部の両側の区域に設定します。
- * 若草山や生駒山などの眺望を楽しみながら、平城宮跡の広がりや周辺地域との歴史的な関わりを感じられるようにします。
- * 散歩やピクニック、草花観賞など、草地や湿地などの環境を活かした様々なレクリエーション利用ができるようにします。



※この図は、現在宮跡内にある道路、鉄道、文化財の調査研究施設等が、条件が整い、全て移転、移設された場合を示しています。
 ※「第一次朝堂院」及び「第二次朝堂院」は、現在、発掘調査・研究成果の進展により、「中央区朝堂院」及び「東区朝堂院」と呼ばれるようになってきていますが、本計画では、文化庁が策定した「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」の名称との整合を図るため、「第一次朝堂院」、「第二次朝堂院」と記しています。

外周ゾーン

- * 主として特別史跡区域の外周部に設定し、隣接する市街地の遮蔽や景観づくりとあわせて、来園者のサービス機能の充実を図ります。
- * 平城宮跡と市街地の間に樹木を植えたり、循環園路や公園の出入り口として必要な施設を設けます。



拠点ゾーン

- * 公園全体の利用拠点となる空間として、朱雀門の南側（史跡平城京朱雀大路跡およびその東西）に設定します。
- * 平城宮跡の正面玄関、また奈良観光の玄関口として、公園全体の管理・運営の拠点や観光ネットワークの拠点となる施設を集約的に設けます。
- * 朱雀大路から朱雀門にかけて、往時の平城京のスケールを感じさせる広がりのある空間をつくります。



◇ 都市計画の手続き ◇

* 都市計画で定める内容

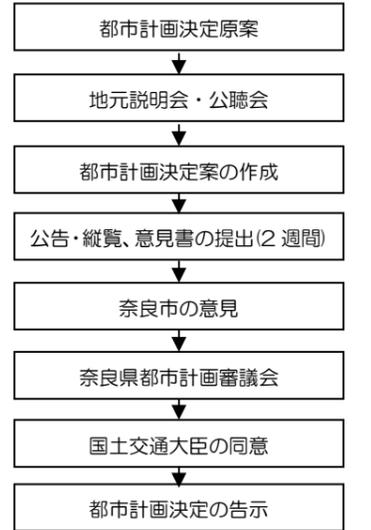
- 名称及び種別(8・6・7号平城宮跡歴史公園、特殊公園)のほか、位置及び区域、面積を定めます。
- ★位置及び区域 縮尺2,500分の1の地図上に表示します。
- ★面積 区域の面積を0.1ha単位で定めます。

* 今後の手続き、流れ

1. 平城宮跡歴史公園の決定

- ① 奈良県は平城宮跡歴史公園の都市計画決定の原案について、皆さまに説明会及び公聴会を行った後、必要な修正を加えて、都市計画決定の案として二週間縦覧します。
 住民の皆さまはこの期間中に、意見書を奈良県に提出することができます。
 次に、この都市計画決定の案は、奈良県都市計画審議会で審議されます。
 この際に、意見書の要旨も審議会に提出されます。
- ② 奈良県は奈良県都市計画審議会の議を経た後、国土交通大臣の同意を受け、都市計画の決定を告示します。

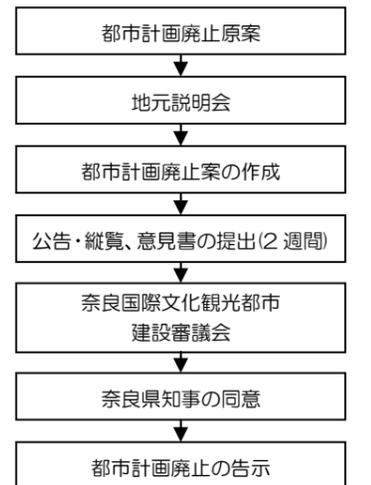
<都市計画決定の流れ(奈良県)>



2. 朱雀大路緑地の廃止

- ① 奈良市は朱雀大路緑地の都市計画廃止の原案について、皆さまに説明会を行った後、都市計画廃止の案として二週間縦覧します。
 住民の皆さまはこの期間中に、意見書を奈良市に提出することができます。
 次に、この都市計画廃止の案は、奈良市の奈良国際文化観光都市建設審議会で審議されます。
 この際に、意見書の要旨も審議会に提出されます。
- ② 奈良市は奈良国際文化観光都市建設審議会の議を経た後、奈良県知事の同意を受け、都市計画の廃止を告示します。

<都市計画決定の流れ(奈良市)>



問い合わせ先

1. 平城宮跡歴史公園の決定 / 奈良県土木部まちづくり推進局公園緑地課
 奈良県奈良市登大路町30番地
 TEL 0742-27-8945
2. 朱雀大路緑地の廃止 / 奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
 奈良県奈良市二条大路南1丁目1-1
 TEL 0742-34-4748